

行政委員の報酬のあり方に関する報告書（案）

平成 22 年 12 月

行政委員の報酬のあり方検討委員会

1 はじめに（検討の背景）

行政委員は、高い専門性や識見のもとに、独立した執行権を有する行政委員会の委員として行政の重要な一翼を担っており、こうした職務内容や社会的な責任の重さ等から、これまで岡山県においては多くの他県と同様に、その報酬を月額で設定してきた。

近年、行政委員の報酬については、平成21年1月の大津地裁判決を契機に一部の都道府県で月額報酬の見直しの動きが始まり、平成22年7月の全国知事会では、月額化を基本とする地方自治法の趣旨を踏まえ、既に見直しを実施した団体の手法などを参考に、司法判断の状況等も踏まえつつ、各団体の実情に合わせ、自主的に見直しを進めていくという改革の方向性が確認されたところである。

こうしたことを背景に、岡山県においても行政委員会の実情を踏まえた適切な報酬のあり方について検討するため、「行政委員の報酬のあり方検討委員会」が平成22年7月30日に立ち上げられ、各行政委員会からのヒアリングを含め3回、委員会を開催し、検討を行ってきた。

本報告書は、当委員会での検討結果を報告するものである。

2 行政委員の報酬の支給根拠について

行政委員会の委員報酬については、地方自治法で下記のとおり、「勤務日数に応じて支給する」とされているが、ただし書きにおいて、「条例で特別の定めをした場合は、この限りでない」と定められている。

〔参考〕地方自治法抜粋

第203条の2

普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

3 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

3 行政委員の報酬のあり方について

(1) 基本的な考え方

報酬とは、勤務に対する反対給付（対価）であり、行政委員の報酬も勤務によって提供される役務に応じた支給がなされるべきである。そして、地方自治法においては、勤務日数に応じた支給が原則とされており、月額での支給が例外的な位置付けとなっていることから、日額支給を原則とすべきと考える。ただし、資料の事前読み込みや自己研鑽など目に見えない活動や負担、制約等が多い委員会もあり、活動実態によっては日額のみではカバーできない面があることを考慮する必要がある。

このようなことから、岡山県独自の新しい考え方となるが、見直しにあたっては、勤務日数に応じて支給するという地方自治法の原則を踏まえ、原則どおりすべて日額化することとし、委員会の活動実績（活動日数、内容）により、定量的に把握できない活動や職責があり、日額のみでは評価しきれないと認められる場合には、月額で補完するという考え方を基本とすることが適当であるとする。

基本的な考え方

報酬とは、勤務に対する反対給付（対価）であり、行政委員の報酬も勤務によって提供される役務に応じた支給がなされるべきである。

勤務日数に応じて支給するという地方自治法の原則を踏まえ、原則どおりすべて日額化する。

ただし、委員会の活動実績（活動日数、内容）により、定量的に把握できない活動や職責があり、日額のみでは評価しきれないと認められる場合には、月額で補完する。

(2) 報酬額の考え方

今回、新たに日額とそれを補完する月額の報酬単価を設定する際に、職務内容や責任の重さ、制約による負担等を委員会ごとに定量的に把握し、精緻な比較や積み上げを行って、報酬単価を設定することは困難であるが、報酬額の考え方についても、(1)の基本的な考え方を踏まえながら、そのあり方

について検討を行った。

まず、日額の水準についてであるが、報酬が勤務に対する反対給付（対価）であることから、その設定にあたっては、類似の役務の提供を行う者の報酬を参考とすることが望ましい。既に日額化している他県においても常勤の行政委員を参考としているところであり、岡山県でいえば、唯一の常勤の行政委員である常勤の監査委員の給料月額を基礎に算出することが適当と考える。

なお、委員長とその他委員等の報酬については、職責の違いや他県の状況等から現行の月額報酬額と同程度の差を設けることが適当である。

次に、月額水準についてであるが、本県では月額を補完的なものと位置付けていることから、現行の月額報酬額よりもかなり抑えた額に設定することが適当である。既に月額・日額併用制を採用している他県においては、見直し前の月額報酬額を基礎に、月額部分を1/2または1/3程度で設定しているところであるが、本県では補完的な位置付けとしていることから、現行の月額報酬額の1/5程度を目安にすべきである。

なお、委員長とその他委員等の報酬については、日額と同様に、職責の違いや他県の状況等から現行の月額報酬額と同程度の差を設けることが適当である。

また、定量的に把握が困難な業務に対して措置するものであることや他県の状況等から委員会間では差は設けないことが適当である。

（3）月額で補完すべき委員会の範囲

当委員会でのこれまでの議論やヒアリング等を通じて、定量的に把握できない活動や職責については、その程度は委員会により異なるものの、どの委員会にもある程度認められたところである。

しかしながら、少なくとも、活動日数が極端に少ない（月の平均活動日数が1日未満）委員会については、月額で補完する必要はないと考えられる。

こうした委員会の活動状況や職責のほか、他県の見直し状況等も総合的に勘案すれば、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会の6委員会を月額で補完することが適当である。

(4) 見直し案

上記の考え方にに基づき、具体的な見直し案を示せば、次のとおりである。

委員会名	区分	現 行	見直し案	
		月額	日額	月額
教育委員会	委員長	227,000	35,000	45,000
	その他委員	184,000	30,000	35,000
選挙管理委員会	委員長	184,000	35,000	45,000
	その他委員	147,000	30,000	35,000
人事委員会	委員長	227,000	35,000	45,000
	その他委員	184,000	30,000	35,000
監査委員	識見選任	259,000	35,000	45,000
	議員選任	108,000	30,000	20,000
公安委員会	委員長	248,000	35,000	45,000
	その他委員	201,000	30,000	35,000
労働委員会	会長	227,000	35,000	45,000
	公益委員	184,000	30,000	35,000
	その他委員	168,000	30,000	30,000
収用委員会	会長	108,000	35,000	
	その他委員	88,000	30,000	
海区漁業調整委員会	会長	65,000	35,000	
	その他委員	56,000	30,000	
内水面漁場管理委員会	会長	42,000	35,000	
	その他委員	37,000	30,000	

4 まとめ

県においては、この報告書を踏まえ、他の都道府県の見直し状況や裁判の動向にも留意しながら、行政委員の報酬について早期に適切な措置を講じられることを期待する。